



令和4年第5回
本別町議会臨時会会議録

自 令和4年 11月29日
至 令和4年 11月29日

本別町議会

令和4年本別町議会第5回臨時会会議録

令和4年11月29日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第62号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 発議第 3号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第64号 | 令和4年度本別町一般会計補正予算（第15回）について |
| 日程第 8 | 議案第65号 | 令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 9 | 議案第66号 | 令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第10 | 議案第67号 | 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第11 | 議案第68号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第12 | 議案第69号 | 令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第13 | 議案第70号 | 令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について |
| 日程第14 | 議案第71号 | 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について |
| 日程第15 | 議案第72号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第62号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正に |

			ついて
日程第 6	発議第 3号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
日程第 7	議案第 64号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第15回）について	
日程第 8	議案第 65号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について	
日程第 9	議案第 66号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について	
日程第 10	議案第 67号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について	
日程第 11	議案第 68号	令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について	
日程第 12	議案第 69号	令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について	
日程第 13	議案第 70号	令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について	
日程第 14	議案第 71号	令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について	
日程第 15	議案第 72号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木基裕	副	町	長	村本信幸							
会計	管理者	藤野和幸	総	務	課	長	三品正哉						
保健	福祉課	長	長	屋	和	幸	住	民	課	長	倉崎景一		
建設	水道課	長	加	藤	勉	老人	ホーム	所	長	前	佛	清	治

国保病院事務長 松 本 秀 規
総務課主査 石 川 雅 康
代表監査委員 畑 山 一 洋

建設水道課主幹 小 出 勝 栄
教 育 長 高 橋 哲 也

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之

総務担当主事 今 井 綾 香

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和4年第5回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、柏崎秀行議員、梅村智秀議員及び宮本やよい議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第12号専決処分報告。令和4年度本別町一般会計補正予算（第14回）について報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第12号専決処分報告。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第14回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,486万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金2,000円の増額補正は、公共施設等整備基金として本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金、4節教育費寄付金40万円の増額補正は、図書購入費として本別町南3丁目税理士

法人TAP様から20万円、児童生徒用生理用品購入費として本別町にお住まいの匿名の方から20万円の指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金2,000円の増額補正は、寄付者の意向により公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

その下、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、学校管理用消耗品費7万2,000円及びその下、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、学校管理用消耗品費12万8,000円の増額補正は、寄付者の意向により児童生徒用の生理用品を各小中学校のトイレに備え付けるための費用を計上するものであります。

その下、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により館内図書を購入するものであります。

以上、簡単ではございますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、報告第13号専決処分報告。令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第13号専決処分報告。

令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,291万2,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入ですが、3款1項1目寄付金、1節指定寄付金23万円の増額補正は、本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇様から5万円の寄付を、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇に住まれておりました故〇〇〇〇様から2万円の寄付を、匿名の3人の方から16万円の寄付をいただいております。

下段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、10節需用費、消耗品費、調理室用といたしまして、利用者食事用のお皿及び湯飲みの購入7万9,000円、及び17節備品購入費、施設等備品といたしまして、車椅子1台の購入3万5,000円、コールマット2台の購入8万円、プリンター1台の購入3万6,000円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、報告第14号専決処分報告。令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正

す。

実施時期につきましては勧告どおり、給料の改定は令和4年4月1日に遡及し、勤勉手当の改定につきましては令和4年12月1日から適用するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

これは一般職の勤勉手当につきまして0.1か月分、再任用職員の勤勉手当につきまして0.05か月分を引き上げる改定であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係）別添。

別表第2（第3条関係）イ、別添。

別表第2（第3条関係）ウ、別添。

これは、初任給を先ほど御説明させていただきましたとおり、3,000円から4,000円新卒で引き上げ、新卒の採用で30歳台半ばまでの職員が在職する号俸につきまして平均で0.3%引き上げる改定であり、別表での説明は省略をさせていただきたいと思います。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

これは、一般職の勤勉手当0.1か月分の改定につきまして、令和5年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.05か月を振り分け、再任用職員の勤勉手当0.05か月分の改定につきまして、令和5年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.025か月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条の3の改正規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います令和4年度の影響額は、全会計で1,313万5,000円増となり、その内訳につきましては、給与改定によるものが全会計で392万3,000円、うち一般会計につきましては258万1,000円、勤勉手当につきましては全会計で921万2,000円、うち一般会計で390万4,000円の増額となる見込みであります。

以上、議案第62号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは議案第62号についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、御説明いただいたとおり令和4年度勧告の骨子といたしまして、初任給及び30代半ばまでの俸給月額を引き上げということでもございました。これら若手への処遇改善としては評価できる場所ではありますが、いわゆる勤勉手当、ボーナス等も引き上げということでもございます。本提案によって影響を受ける本町職員の年代というものについてお伺いをいたします。

2点目でございます。人事院勧告なるものは、いわゆる中小零細企業とは異なる50人規模以上の事業所等を調査し、民間と国家公務員の賃金格差を埋めるためなどに勧告がなされるものでございますが、地方公共団体はそれぞれの地域の実情や都道府県の人事委員会などにより改めて検討されるものであると思料するところでございます。

そこで本提案に際しまして、本町においては町内事業所や団体等、本町役場との賃金格差についてはどのような調査を行なったのか、その結果と併せてお伺いをいたします。

3点目でございます。このたび人事院勧告に伴いまして、人事院の総裁談話というものも発せられているところでございますが、本町といたしましては提案に際しまして、この談話をどのように受け止め対応をなされるのか具体的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問であります。まず本町職員の影響を受ける年代についてでございますが、基本的に手当の改定につきましては全職員が対象になりますので全職員になります。給与の月額につきましては、高卒新卒におきましては、基本的に本町におきましては32歳までの職員が該当になることとなりますが、ただ採用の時期によりまして若干この辺変更がありますので、おおむね40歳代ぐらいまでの方で影響のある方はいらっしゃると思いますが、基本的には高卒新卒において32歳までの職員が今回の給与改定の対象になる職員ということとなっております。

2点目の本町における賃金の調査でございますが、本町におきましては行なってございません。

3点目の談話についてでございますが、申し訳ありません、私深くこれ読んでございませぬが、基本的には人事院勧告で出されたものにつきましては民間格差について埋めるべく調査をされているものでございますので、これにつきましては本町におきましては、基本的に給与につきましては人事院勧告を基に給与改定をさせていただいておりますので、それに沿った形で今回につきましても提案させていただいているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目のお伺いでもございます。改めてのお伺いでもございますが、つまりは勤勉手当、いわゆるボーナスを含めると若手職員のみならず全年齢の職員が対象となるという理解でよろしいのかお伺いをいたします。

2点目でございますが、本町においては町内事業所等との役場との賃金格差について調査を行っていないという御答弁でございましたが、先ほど来述べたとおり、人事院勧告なるものはそもそも国家公務員を対象としたものでございます。私の認識が誤っていないのであれば、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて各議決を経て決定をしていくというものでございますので、本町においては特段その本町の実情、事情というものを調査する必要性はないというお考えから、そうした役場と民間との格差というものを調べになっていないのか、そのなぜ調査等を行わなかったのかその理由についてお伺いをいたしますのと、また調査を行っていないということでございますが、本町役場と町内事業者、民間との格差についてはどのように捉えた上での御提案なのか、お伺いをいたします。

3点目のお伺いでございます。人事院勧告についてでございますが、これあの人事院勧告というものはいわゆるこの給料の増額減額においてのみだとお考えなのか、改めてお伺いをいたします。というのも人事院総裁談話等について把握をされていないということでございますので、人事院勧告というものをなんたるやというように捉えた上での御提案なのか、改めて町としての御認識をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目の御質問でございますが、今回の改定につきましては勤勉手当の改定もでございますので全職員が対象となっております。

2点目の御質問でございますが、こちら令和2年度の人事院勧告に伴う給与改定の際にも答弁させていただいておりますが、総務省が主管します地方公務員の給与等に関する専門家会合の取りまとめ、こちら平成22年2月に出されているものでございますが、こちらにおきまして現行制度の下で独自の民間給与水準の調査コストを費やすことにつきましては、市町村ごとにサンプル数に限界があり、正確な比較に課題があること、費用対効果の面でも必ずしも民間の理解が得られるものではないと考えられることからすれば、都道府県人事委員会の調査結果を参考にすることが合理的なものとされておりますので、これに基づきまして本町につきましてはこちらのほう参照してるところでございます。

また地方公務員法におきましても、職員の給与につきましては、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与、その他の事情を考慮して決めるものとされていることから、町といたしましてもこれらが十分に反映されている人事院勧告に基づき、今後につきましても給与改定を行っていくことが適切であると判断をしてるところでございます。

3点目、人事院勧告についてでございますが、人事院勧告につきましては当然給与のみならず働き方、国家公務員のあるべき姿について人事院勧告で出されていることは承知してございます。今回提案させていただいておりますのは、その中におきまして給与の勧告についての改定について提案をさせていただいております。それら人事院から出されたものにつきましては、日々の業務ですとか、また今後の、来年度に向けての本町の行政体制につきましては、そういったものも十分に考慮しながら行っていくものと

捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議長、議事進行に関する発言です。

2点目の質疑でございますが、調査等を行わない理由については御答弁をいただいたところでございますが、調査を行っていないが役場と民間との、町内民間事業者との格差についてはどのように捉えているかという問いに対してのお答えをいただいておりますので、しかるべき措置をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 申し訳ありません、答弁が漏れておりました。

町内事業所との格差についてどのように捉えているかということでございますが、先ほどお話ししたとおり、町内事業所における調査等を行っておりませんので、民間事業所との比較については今この場でお答えできる差額等については承知してございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてのお伺いでございます。

最後にお伺いをいたしました人事院の総裁談話についてでございますが、御答弁いただいたとおり、こちら働き方等についても言及されているところでございます。

今回令和4年の8月8日の総裁談話においては、いわゆるその人事評価制度の運用であるとか人事評価制度の見直しといったようなところに言及がされているところで、もって個々の職員の意欲と能力を引き出し、最大限の組織パフォーマンスを発揮するためとされているところでございますが、これらについてはその次年度において検討・考慮というような御趣旨の御答弁でございましたが、本提案に際しましては何ら検討・考慮等がなされてはいないというような理解をしてよろしいのか、なされていたのであれば、具体的にどのような検討・協議がなされていたのかという点について御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 人事評価制度につきましては、本年につきましては評価者研修ということで評価をする側の人間の研修を行ないまして、現在評価のすり合わせ、評価をする人間によって、その下につく人間の評価にばらつきが出てしまうとこれまた公平感欠くこととなりますので、評価のすり合わせを行なっているところでございます。今その段階になっておりまして、現状、来年度からどうするっていう話し合いについてはまだ行なわれていないのが現状でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第62号職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

先ほどの質疑で述べたとおり、人事評価制度というものにおいて、この北海道内においては、いわゆる勤勉手当、ボーナス等にこの人事評価を反映させるというものにつきましては、昨年4月1日時点においては、道内179市町村中57町村で既に行なわれていると。管内においては、帯広市も管理職には既に採用されているものを一般職にも採用するということが報道されたところは記憶に新しいところでございます。

御説明いただいたとおり、初任給及び若手を中心といたしました俸給月額を引き上げするという点につきましては、若手職員への処遇改善、これからの優秀な人材確保のためにはとても評価ができる場所ではあります。

給料と待遇を良くする人への投資については、伴って町への貢献、町民の利益と福祉に資するものになりうるという点については、全くもって異論はありません。

しかるに御答弁からも判明したとおり、本町の現況においては頑張りが報われる人事評価制度がなく、つまりはやってもやらなくても変わらない。それで誰にやる気というものが湧いてくるのか、笑顔というものが生まれてくるのか甚だ疑問であります。

前町政下において、私自身見受けられた職員の抑圧感というもの、こうしたものは薄らいでいると感じるものの、新しい本別町政において、新しい役場体制の構築には未だ光を感じることはできません。ここで今一步踏み込んだ改革が必要であります。

管理職、一般職を含め人事評価結果を勤勉手当、いわゆるボーナス等へ反映させる制度の構築が早急に求められており、それらがなされていない現況において、昨年と比して給与増額となる本提案には反対をいたします。

もって、株式会社本別町たる民間感覚を取り入れるべきであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げます、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 賛成の立場から討論をさせていただきます。

人事院勧告については、公務員の労働基本権が制限をされていることから、国として人事院を設け、給与等については人事院勧告でもってその対応をするということで設置されたものでございまして、今日までその人事院勧告により働く公務員、国家公務員、地方公務員の皆さんの賃金等については、それぞれの自治体の労働組合との交渉を踏まえ提案をし、決定をしているところでございます。

ただいまそのいわゆる人勧で、人事院で民間との基準の比較が地方ではそのような方向にはなっていない、そのような状況ではないというお話がありましたが、ただいま答弁がありましたように、そのそれぞれの自治体でそういった比較をし、決定をするということになれば、これは合理的に大変難しい問題があつて、全国的にそういう状況にはならないということから、人事院勧告として全国統一ということで行なっています。

また、それぞれの職員に対する要望や、職員といいますか、本別町役場として、この人事院勧告をどう受け止めていくかということは、職員組合と話をし確認をしているところでございますから、そういう意味では私は職員にもこの勧告については受け入れられていると思っております。

したがいまして、今回の人事院勧告については、私は実施をするということについては賛成をいたしますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

丑若議員、御登壇ください。

○3番（丑若浩行）〔登壇〕 第62号に反対する立場で討論を行ないます。

頑張っている職員の皆さんに、給与という形で報いたいという気持ちは十分持っております。

しかしながら、本町の財政事情を鑑みても、今現在給与の引き上げは町民の皆様の理解を得られるとはとても思えません。

しかしながら、実力を有する者、能力の高さを示す者にはそれなりの厚遇を与えていくべきだと考えます。その点でも人事管理制度などの導入など、外部に開かれたものにしていくべきであると思います。

以上の観点から、今回は一度見送って、人事評価制度の導入など改革を伴った条例の改正を目指すべきであると考えます。

議員諸氏の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第62号職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

人事院総裁談話にもあるように、社会情勢が急速に変化し、行政課題は複雑化、高度化しております。その中であって、行政を支える公務組織、能率的で活力のある組織であり続けなければなりません。能力のある多様な人材を継続的に採用し、一人一人が意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けられる職場環境を整えることが不可欠だと考えます。

人事院勧告制度は、情勢適応の原則に基づき、適正な処遇を確保するものです。今回の勧告に関しましては、3年ぶりに月例給、ボーナスともに引き上げ、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、また手当等、民間の支給状況を踏まえて勤勉手当に配分するというポイントとなっております。職員に適正な給与、その他勤務条件を確保することは人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと考えます。

よって、本案に賛成をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第62号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（篠原義彦） 起立者 8 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 6 2 号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 6 3 号

○議長（篠原義彦） 日程第 5 議案第 6 3 号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第 6 3 号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院の給与に関する勧告に伴う一般職職員の勤勉手当支給月数の改定を鑑み、常勤特別職の期末手当についても改正するため提案をするものであります。

改定の概要であります。期末手当の年間支給月数を 0.1 か月引き上げ、総支給月数を 4 か月から 4.1 か月とする内容であり、この改正に伴う影響額につきましては 19 万 2,500 円を見込んでおります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和 42 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 200」を「100 分の 210」に改める。

これは期末手当につきまして 0.1 か月引き上げる改定であります。

第 2 条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 210」を「100 分の 205」に改める。

これは、期末手当 0.1 か月分の改定につきまして、令和 5 年 4 月 1 日から、6 月、12 月支給分にそれぞれ 0.05 か月を振り分ける改定であります。

附則。

この条例中、第 1 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上、議案第 6 3 号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは本提案による常勤特別職に限定してですよ、常勤特別職の影響額とその年額についてそれぞれお伺いをいたします。

また2点目でございます。この常勤特別職の給与というものについてでございますが、この常勤特別職の給与は、いわゆるこの生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与と性格は同じであるというような御認識の下の御提案となっているのか御見解をお伺いいたします。

3点目でございます。常勤特別職の給料が実質上増額となるわけでございますが、こちら条例等に基づき報酬等審議会を組織し諮問するべきであるというような御見解があるとも思料するところでございますが、本提案前については、これらについてはどのような対応となっているのかお伺いをいたします。

4点目でございます。昨今のコロナ禍、諸物価高で農商工業者、高齢者、子育て世代を含める多くの町民が疲弊し影響を受けているところでございますが、その中で特別職の給与増額というものについては、町民理解が得られるとお考えなのか、その論拠とともに伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目の影響額でございます。

まず町長でございますが、今回の改定によりまして、手当が7万4,700円の増額です。副町長につきましては6万1,600円、教育長につきましては5万6,200円の増額となっております。

年額ですけれども、手当年額でございますが、町長につきましては改定前が298万8,000円が改定後306万2,700円、副町長は改定前246万4,000円、改定後が252万5,600円、教育長が改定前224万8,000円、改定後につきましては230万4,200円ということになってございます。

こちら特別職の給与の性格でございますが、基本的に特別職につきましても生活給としての位置づけがあるものと捉えておりますので、一般職員と同等の取り扱いになるものと捉えているところでございます。

報酬等審議会の対応でございますが、本町の報酬等審議会につきましては、月額給与を変更する場合について報酬等審議会のほうに諮問をする形になってございますので、今回の月数変更につきましては諮問はしてございません。

特別職の給与、町民に理解得られるものかということでございますが、先ほども御答弁したとおり、特別職におきましても生活給としての色が濃いものでございますので、職員と同様の考え方で理解を得られるものと捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めましてお伺いをいたします。

2点目にお伺いをいたしました常勤特別職の給与についての性格、一般職員と同一の

ものであるかという点についてでございますが、生活給との性質が強いというような御趣旨の御答弁でございました。

これらにつきまして過去でございますが、自治省の行政局公務員部長通知というものこちらにおいては、特別職の報酬等はその職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはおのずからその性格を異にし、またその額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであるというようなことが通知されてございますが、こうしたものの見解とは異なる見解であるということなのか改めてお伺いをいたします。

また3点目にお伺いした点でございますが、いわゆるその報酬等審議会を組織し諮問するという点についてでございますが、月数の変更だからということでございますが、実質上の増額となるわけでございます。これあの条例の中においては、当然のことながら第2条の2項においては町長が特に必要があると認めるときは前項に掲げるものの報酬等について審議会の意見を聞くことができると定められているところでございますが、今回の実質上の増額に際しても、それらの必要性はないとお考えなのか改めてお伺いをいたします。

4点目にお伺いした点でございますが、2点目にお伺いした点とちょっと関連してくるところもございまして、これら今回の影響額の部分だけでお伺いを述べさせていただくと、いわゆる手当で306万円強でございますか、これらをもってその生活給というもので、その改定前であっても298万円強でございますか、これら金額等も考えてですよ、考えてみて改めて生活給での性質というものが強く、町民理解を得られるとお考えなのか。先に述べたように、その職務の特殊性とかっていうものについてこうした私の私見ではその高額な手当が設定されているのではないかと思うんですが、手当だけでこの金額、いわゆる給与というものも含めていくと当然のことながら1,000万円を超えてくると、また4年の任期ごとに1,500万円前後のその退職金というものも定められている中で、改めてしつこい、くどいようでございますが、職務の特殊性というものに依りて定められているものではなくて、生活給としての御認識なのか改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず一番最初の特別職の報酬についての考え方について述べられましたが、基本的にこちらにつきましては、非常勤特別職の報酬について述べられていることでありまして、今回提案させていただいているのは常勤特別職なので、常勤特別職については先ほど申し上げましたとおり生活給としての意味合いもあるという観点から、給料という形で条例として定めさせていただいているところでございます。

ですから、先ほど申されておりました自治省見解、全てが当てはまらないとは考えておりませんが、基本的には非常勤特別職の方に対する報酬の考え方について述べられているものと捉えているところでございます。

実質の増額になるが報酬等審議会については必要ないのかという考え方でございますが、基本的にこれまでも給与の月例給与の改定のときにつきましては、報酬等審議会を

開催していただきながらその都度審議員に諮っていただいておりますが、先ほどから申しているとおりの生活給の意味合いの強い給与形態になるということでございますので、今回の手当の改定月数につきましては、額を変更する場合については当然審議会にかけなければならないものとは捉えておりますが、月数の変更につきましては職員給与に鑑みてさせていただいて、これまでもさせていただいたところでございます。

金額について高いのか安いのかということでの御質疑かと思っておりますが、こちらにつきましては、町長、副町長、教育長という職責から考えて、決して高いものではないと判断をしております。これが生活給となると、その家庭、家庭によって違うところ出てくるのは承知しておりますが、基本的にはその職責に応じた給与形態というものもございまして、その職責に応じた給与形態の中におきまして、その職責から考えれば妥当なものと考えてるところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてのお伺いでございますが、ただいまの御答弁の中で、いわゆるその生活給としての意味合いが強いというような御答弁もありながら、ただいまの御答弁ではいわゆるその職責を鑑みた額だということでございますので、こちらいわゆる町長に定められている給与といわゆる手当というものにつきまして、月額でしたら7万4千7,000円でしたか、こちらにつきまして、どちらなんですか。その生活給としての意味合いが強いのか、それとも職責に応じた金額というようなものの認識なのか、どちらなんでしょうか。ちょっと改めてそちらについては明快な御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問でございます。

こちらにつきましては、一般職の職員給与につきましてもその職責に応じて等級等ございまして、生活給としての意味合いが強いですけれども、そういう形で支給をさせていただいております。町長、副町長、教育長、特別職においても、そういった観点からその役職、職責に応じて、生活給としての意味合いが強いと考えておりますが、その役職による給与の傾斜というのも当然でございますので、そちらから鑑みた内容での答弁であったということでお伝えしたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第63号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

私の認識といたしましては、常勤特別職の給与においては、いわゆる生活費の意味合いというものよりも、一般職の給与とは異なるその職責の特殊性に応じて定められるべきものであり、一般職の給与とはおのずとその性格は異なるものであると、このように

考えるところでございます。

またこれらを実質上その増額と、いわゆる改定する際においては、いわゆる報酬等審議会に諮問をすることが求められると考えるところでございます。月数の変更とはいえども、実質上の増額、改定となるわけでございますから、いわゆるこの一般職の職員の給与改定に伴って特別職の給与等についても実質上自動的に引き上げられるというようなことを、このような方式を採用することは極めて不適切であると考えているところでございます。

特別職の報酬等の額については、これらの決定については、広く民意を反映させるためにも設置する特別職報酬等審議会というものについて諮問をしていく、これらをなすことがなく増額をしていくということは、この報酬等審議会の実効性が失われることにもなりかねないと思料するところでございます。

質疑の際にも述べたとおりでございますが、この昨今のコロナ禍、諸物価高で農商工事業者、高齢者、子育て世代を含む多くの町民が疲弊する中、本提案による常勤特別職の給与増額については、実質上、新町政が始まってから具体的成果等が何ら見受けられていない中で町民理解を得ることができるとは思えず、本提案には反対をいたすものでございます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げます、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 議案第63号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について賛成の立場から討論をいたします。

まずお断りしますが、この条例の改正については、あくまでも常勤特別職の期末手当の改正でございまして、特別職の報酬等についてはこの場で私は議論することはなじまないと思っています。

そういう意味でこの常勤特別職の期末手当につきましては、後で議会としても議員報酬及び費用弁償等の一部改正で申し上げますが、今日までこの期末手当については、議員と議会と特別職は連携をしておりました。

したがって、常勤の特別職につきましては、期末手当については、ここ近年据え置き、さらには切り下げをし、コロナ禍など特別事情に配慮してきておりまして、現在も継続をしています。

したがって、私は今回のこの支給月数の改正があったからといって、コロナ禍等や特別の事情に配慮していることを失うことはない、十分であるという思いもありますので、今回については改正のとおり0コンマ1か月切り上げることに賛成であります。

議員各位の皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから議案第63号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第63号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 発議第3号

○議長（篠原義彦） 日程第6 発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを提案したいと思います。

令和4年12月の期末手当から増額調整を行なうための議員発議として提出するものです。今回の改正による影響額については、議員12人分で22万2,600円の増ということになります。この提案については先ほど職員、特別職の人事院勧告に伴う増額に呼応し、手当の増額ということになります。

それでは、改正条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。

発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の200」を「100分の210」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の205」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

以上、提案とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

ただいま発議された件でございますが、改めましてこの本提案の目的と必要性、それらの具体的理由についてお伺いをいたします。影響額においては22万6,000円と、失礼、22万2,600円ということで先の議案に呼応してということでございましたが、目的また必要性とその具体的理由について改めてお伺いをいたします。

2点目でございますが、11月11日の議会運営委員会において、藤田直美議員が委員長を務めるところでございますが、これまで職員に準じて増額してきた経緯もある、議員の場合だと成り手不足解消のために職員に準じて増額すべきだというような御趣旨の御見解を述べられておりましたが、本提案に際してもそのようなお考えが包含された下で御提案なされているのか、お伺いをいたします。

また3点目でございますが、昨今のコロナ禍、諸物価高の中、いわゆる町内の農商工事業者、いわゆる高齢者、子育て世代を含む町民においては大きな影響を受けて町民が疲弊しているというような実情も見受けられるところでございますが、これらにおいて町民理解というものが得られるというようなお考えなのか、その論拠と併せてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員の質疑を許します。

（発言するものあり）

○議長（篠原義彦） 答弁からいたします。

藤田議員。

○7番（藤田直美） この議員報酬等に関する協議については、人事院勧告が上がってきた際、議会でもどのような対応をするかというのは議会運営委員会で審議されてきました。

これは法改正後、議会運営委員会の所管としてやってきたことであります。

私は社会情勢を鑑みて、報酬等についても減額するときは一緒に減額し、据え置きしてきた中では、議員報酬等にもその点も配慮し今回も併せて議論し、議運で審議してきましたが、住民を代表して行政を担う議員の報酬にも反映させていいと思って発議をいたしました。

もちろん、委員の中には様々な意見がありましたが、委員会の中で採択をさせていただきました。

町民の理解という部分もありましたが、私は町民に対しても、昨今、新型コロナウイルスの影響もあり、職員はもちろんですが、議員の役割や働きはこれまで以上に注目されておりますし、私達議会議員は流会することなく、コロナ禍であっても通常より多くの会議や審議を行なってきました。それぞれの議員もしっかりと務められてきていると思います。

優秀な人材確保についても、私はそういう部分では議員だけが下げればいいのかという、いろいろ生活給の問題との考え方とかのお話も出ておりましたが、それはまた別の議論ですので、やっぱりその職責に対する報酬として、今回の勧告に伴い反映させるということで、私はその考えで発議者となり、委員の方々に賛同者となっていただきました。

その他答弁漏れがあればまた言っていたきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。答弁漏れがあれば御指摘をとというような御趣旨の発言をいただきましたので、まず1点目に私がお伺いたしたのが、本提案の目的と必要性、その具体的理由についてお伺いをいたしました。

2点目でございますが、11月11日の議会運営委員会に依じて、いわゆる議員の成り手不足解消のためというようなことで、実質上増額となる本提案というものについて藤田直美議員が、議会運営委員長として御見解を述べられたというところでございますが、本提案においてもそのようなお考えが含まれた上で御提案なされているのかという点をお伺いいたしました。

3点目については、町民理解を得られるかという点についてお伺いしたところでございます。その中で、今御答弁の中で、いわゆるその報酬等についてその議運でその協議がなされてきたということでございますが、それ改選前を含めてということなのか、いつの議会運営委員会のことを指し示しているのか明快にお答えをいただいた上で、結論としてどのようになっているのか、ちょっと藤田直美議員の御答弁の御趣旨が私の理解が及びませんでしたので、改めて御答弁を求めるものでございます。

2点目にお伺いいたしました先の議会運営委員会で藤田直美議員が述べられていた、成り手不足解消のため職員に準じて増額というような御見解を含んだ上で御提案なされているのか改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 目的や必要性についてですが、私は目的、先ほども申しましたように、先の委員会で言ったように人材不足という部分もありますが、社会情勢を鑑みたときには、優秀な人材、議員という職責に魅力を持っていただくためにも、報酬というのは一定程度の確保は必要なのかなと思っております。

その目安として、人事院勧告に合わせて、これまでも議会運営委員会でその発議をするか、内容についてするかどうかっていうのは運営委員会の所管として議論されてきた

と思います。

併せて町民の理解を得られるかどうかという部分の内容ですが、これからの議員、これまでもそうですが、活動によるものが大きいと思います。私は先ほどから申し上げているように、コロナ禍でより一層議員の職責というのは重大になってきている中で、私達は数多くの会議をこなしてきていると思います。皆さん参加されて、委員会も数多くの議論をさせていただきました。ですので、今回の増額という部分は、私は人事院勧告に準じて反映させていいと思っています。

あと改選前からだったのかという部分については、ちょっと意味が私も、質問の趣旨がよくわからなかったのもう一度お願いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 最後に御答弁、いわゆる質疑者に対してされた点でございますが、議運で協議がという点でございますが、ただいまの先の答弁で私も理解がいたしましたので、そちらについて改めてはお話することは差し控えたいと思います。

最後に1点私からお伺いをいたしたいのが、いわゆる藤田議員はその人材不足という御表現でただいま御答弁に立たれておりますが、議運の中ではその成り手不足だと、これいわゆる成り手不足イコールその今回でおっしゃってる人材不足と捉えてよろしいのかという点ですね。もしそうであるのであれば、今回のその提案、いわゆる人勧に準じて議員報酬も実質上の増額をするという点について、この人材不足についてどのぐらい効果的、どのぐらい資するとお考えなのか、また併せてその議員の成り手不足、議会議員に対して魅力を感じてもらおうというような点について、この報酬というものがどのぐらいのボリュームを占めると藤田議員はお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 人材不足、成り手不足という部分では、私は成り手不足というのは社会情勢を鑑みたときに、議員の成り手不足はどこでもあり得ることで、今後も本別町にとっても起こりうることはないかなと思います。

報酬に関する審議も、これまでも改定がなくきておりますが、これからは必要になってくるのではないかなと思っています。

どれぐらいの成り手不足というのを、どれぐらいのその報酬との、どういうふうに表せば良いのかちょっとわからないんですが、報酬に関してはもちろんそれぞれの考えがあると思いますが、私は報酬に関する考え方を議論するこの場ではないと思いますが、生活給というふうな捉え方は今しておりませんが、これからはそういう部分も必要なのかなとは思っております。ある程度の報酬がなければ、生活給ではないという考え方の方もいらっしゃると思いますが、特に女性が多いのではないかなと思いますけども、生業を諦めて議員になる方もいらっしゃる。職責に対する報酬である。議員としての考えはそれぞれで、報酬に対する考えというのはまだそれぞれなのかなとは思っています。

今回の増額に関しては、その社会情勢も鑑み先日の議会運営委員会でもお話ししたとおりであります。成り手不足、人材不足というのは関係があると思っております。本別町にも今後影響が出てくると思っております。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

そもそもいわゆる職員の給与等と性質の異なる議員報酬というものについて、この議員報酬については、一定の役務に対する対価としての反対給付であるということから、まったくもって給与と報酬はその性質が違うというものであります。

先ほど発議者藤田議員の中においては、いわゆる成り手不足に資する効果的だという御趣旨の御見解をお持ちだということが判明したところでございますが、これら我々は当然提案する権限というものを持ってございますので、自らの意思で議会改革というものを推し進めていくことはいくらでもできるわけでありまして。

当然議員報酬というものについても、その例に漏れることはありません。

それを積極的にせずして地方議会とは全く直接的な関係性のない、いわゆるこの人勤というものをもって、これに対してこの人事院勧告を遵守するなど私にとっては理解に苦しむ御認識をお持ちの議員もいらっしゃると思料しているところでございます。

これら議員報酬というものについては、当然のことながら報酬等審議会に諮り有識者や町民の声を聞き、また議会議員自らが考えて議論をして、かんかんがくがくの議論をした上で、その上で提案すべき性質のものであろうではなかろうかと考えるところでございます。

本町の実情において、先の答弁においては本別町においても起こりうることだ、議会議員の成り手不足というものについては起こりうることだというような御趣旨の御見解を示されたところでございますが、近年の議会議員選挙においては定員割れや無投票となることが見受けられていない。さすが政争のまち本別といわれるゆえんだと私自身は感じているところであります。本年町議会議員の選挙も終えて、よほどのことがない限りは任期というものが4年間あるものでございますので、この提案というものが直ちにこの成り手不足への効果的なものとなりうるとは到底思えません。成り手不足を懸念するのであれば、現役世代や若手、子育て世代を含む女性などが参画できる真の議会改革がなされることによってそれらをかなえることであり、報酬増というものだけが効果的だとは私自身は到底思えません。

私見でございますが、本別町民は財政難や人口減が顕著であるこの我が町において、報酬が増額となるならば議会議員として成り手になるよと、このような議員を求めているのではないと考えるところでございます。

残念ながら私のもとには、議会や議会議員への評価の声、ひいては報酬等を増額すべきであるというような声は届いておらず、私のアンテナが低いと言われればそこまで

ございますが、もって時期尚早であり、改めて議会議員の中でしっかりとした議論を行なった上で報酬等審議会に諮問をし、諮問をする等の、諮問をする手続きを町長に求めるとしかるべき手順を踏むべきであると考えするため、本提案には反対をいたすものでございます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、お願い申し上げ討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 発議第3号に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

人事院勧告は議員報酬の増減に関係のあるものではありません。しかしながら、国の現状に合わせ上げるときは上げる、下げるときは下げる、その目安としてきました。

そして我々はこの3年間、コロナ禍において人事院勧告の目安にして下げて議決をしてきました。

上げるときはじゃあその目安に賛同しないのか。そうではないと思っています。

これからの町議会に何とか我が町をしたいと思う若い世代に志してもらうためにも、下げる一方では駄目だと思います。その職責を町のために果たしていただくために、先ほど反対討論にもありましたが、上げるだけがその若い世代に志すことではないと思っています。

しかし、下げる一方の町議会の議員に誰がなりたいと思うでしょう。もっと若い世代に、何とかこの町をしたいと思っていただけるよう、この発議第3号に賛成としたいと思っています。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 発議第3号議会の議員の議会報酬及び費用弁償等に関する一部改正に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議員報酬や期末手当は私は議員活動にする対価として支給されていると思っています。その中でも期末手当につきましては、今日までその基準として人事院勧告に準じてまいりました。

しかし、本別町議会としては現在のコロナ禍等のような特別な事情があるときは配慮し、据え置きや切り下げを行なってきました。その結果として令和3年7月現在ですが、十勝管内の町村議会では人事院勧告に準じてきた議会の15の町村議会は、4.45か月の支給がされています。しかし、本別町議会は4.15か月分の支給となっています。

現在コロナ禍は続いています。特別な事情による配慮は先ほど特別職の関係でもお話ししてきましたが、今日でも継続されており、私は今回の人事院の給与に関する勧告に伴い条例を改正しても特別な事情に配慮していることには変わらないと思っています。

これ以上の他の議会との差が広がることは、期末手当の本来の目的を損なうことになりかねませんので、今回の0.1か月の分の引き上げについては賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の意見を述べます。

先に本件は、議会運営委員会で梅村議員も参加し議論が行なわれた件であり、採決が行なわれ、発議となりました。さらに議会協議会では、梅村議員からは意見も出ず、議論がなされませんでした。このことに強く疑問を感じます。

人事院勧告を受け、公務員の給料の引き上げが勧告されました。期末手当、議員報酬は基本を目安としており、このことを報酬において目安としてきたところでもあります。コロナ禍においても各議員は活動を活発に行ない、町民の意見を多く反映されてきたところでもあります。

これによって本発議において、賛成の立場で各議員の同意をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第64号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第64号令和4年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第64号令和4年度本別町一般会計補正予算（第15回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど議決をいただきました人事院勧告に伴う人件費の

調整が主なものとなっております。

人事院勧告による改定の内容につきましては、先ほどの条例改正の際に説明させていただきますので、省略をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,533万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出でございますが、6ページから17ページまでの各科目にわたります2節給料、3節職員手当等の人件費の補正につきましては、令和4年度の人事院勧告による給与改定に伴うもので、18ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、一般会計におけます令和4年度の人事院勧告による給与改定に伴う影響額は、全体で648万5,000円となっております。

また、各特別会計及び企業会計への繰出金につきましては、人事院勧告による人件費の調整となっております。

次に、各科目にわたります4節共済費の補正につきましては、給与改定に伴う調整及び標準報酬月額改定に伴う調整となっております。18ページ、19ページに給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で歳出を終わります。4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入であります。10款1項1目地方交付税46万7,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第15回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号令和4年度本別町一般会計補正予算（第15回）について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号令和4年度本別町一般会計補正予算(第15回)については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで町より、午前中の議案第63号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての答弁漏れがございましたので、訂正したいとの申出がありましたので、これを許します。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 午前中の議案第63号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正議案での梅村議員からの質疑中、自治省の行政局公務員部長通知の内容につきまして、私答弁の中で非常勤特別職の報酬について述べられていると答弁をいたしたところでございますが、これにつきましては本町の捉えている考え方というところの趣旨として答弁をさせていただいたものとして、補足訂正をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長(篠原義彦) これで終わります。

◎日程第8 議案第65号

○議長(篠原義彦) 日程第8 議案第65号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長(倉崎景一) 議案第65号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づきます人件費の調整が主なものでございます。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,359万3,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料の4万8,000円と、3節職員手当等の6万4,000円の増額と、その下、5款保健事

業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、3節職員手当等の5万7,000円の減額と、4節共済費の1万6,000円の増額補正は、人事院勧告に基づく給与制度改定及び標準報酬月額改定によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして上段の1、歳入ですが、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金の7万1,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました人件費の改定に伴い収支を調整するものであります。

以上、令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第66号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第66号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第66号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整が主な内容となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,970万2,000円とする内容であります。それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出であります。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、3節職員手当等1万8,000円、4節共済費4万5,000円の減額補正、次の段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料1万4,000円の増額補正、3節職員手当等2万円、4節共済費1万6,000円の減額補正は、人事院勧告による制度改正に伴うもので、5ページ、6ページに給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳出を終わります。上段の1、歳入であります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金8万5,000円の減額補正は、歳出で説明いたしました人事院勧告による制度改正に伴うものであります。

以上、令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第67号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第67号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第67号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,266万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、いずれも人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金24万5,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第67号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第68号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第68号令和4年度本別町簡易水道特別会計補

正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第68号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,386万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、3節職員手当等4万円の減額及び4節共済費3万5,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

5ページ以降、給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金5,000円の減額は、収支の調整によるものです。

以上、令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）に

ついては、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第69号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第69号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第69号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,436万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費14万9,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、5款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金14万9,000円の増額は、収支の調整によるものです。

以上、令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第70号

○議長(篠原義彦) 日程第13 議案第70号令和4年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 議案第70号令和4年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は10万8,000円増額補正し、収入の総額を1億4,048万3,000円とするものであります。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は10万8,000円増額補正し、支出の総額を1億4,048万3,000円とするものであります。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中8,101万6,000円を8,102万5,000円に、7,036万8,000円を7,037万7,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は9,000円増額補正し、支出の総額を1億8,352万6,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事院勧告に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人件費の調整により11万7,000円増額補正し2,564万7,000円に改めるものです。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を10万8,000円増額補正し1,401万7,000円に改めるものです。

以上、令和4年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)の提案説明とさせていただきます。

きます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第71号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第71号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第71号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告による人件費の調整が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を2万円減額し、収益の合計を11億2,777万7,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を49万円増額し、費用の合計を11億8,647万9,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を49万円増額し7億7,450万7,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を1万1,000円増額し592万6,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を3万1,000円減額し1,763万9,000円とするものです。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金2万円の減額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費49万円の増額ですが、給与改定及び期末勤勉手当の制度改正によるものとなっております。

なお、給与費の増減の内訳は5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第72号

○議長（篠原義彦） 日程第15 議案第72号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第72号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、第3回定例町議会におきまして議決をいただいております、本別町の休日を定める条例の一部改正によります年末年始の休日の改正に伴いまして、職員の勤務を要しない日につきましても、12月29日から翌年の1月3日までとするため、提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます、なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第72号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和4年第5回本別町議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでございました。

閉会宣告（午後 2時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月29日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 宮 本 やよい